

姫路市新美化センター整備

# PFI 特定事業に DBO/DBMで運営20年

## 財政負担約11%削減

兵庫県姫路市は2月28日、「(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業」をPFI法に基づき特定事業に選定した。事業は「DBO/DBM」方式により、民間事業者がごみ焼却施設と再資源化施設を整備し、20年間運営するもので、市が直接実施した場合と比べ、約11%の財政負担削減と事業リスクの低減、サービスの質的向上などが見込めることとしている。今後は4月上旬にも総合評価一般競争入札を公告、8月下旬には事業者を選定する予定だ。基本計画等作成業務は大建設計、アドバイザー業務は日本総合研究所が担当した。

事業は現在、ごみの焼却処理を行っている南部美化センター(飾磨区今在家)と市川美化センター(東郷町)における安定処理能力の超過や南部美化センターの老朽化への対応をはじめ、環境負荷の低減や一般廃棄物の適正処理、環境面での啓発、余熱を利用した健康増進施設(約4・17%)の整備、敷地北側(約4・17%)

に余熱を利用した温水プールなどの健康増進施設やグラウンドゴルフ場を含む芝生広場を整備し、外周部(約1・95%)を緑地帯とする考えで、ごみ焼却施設は灰溶融付きストーカ炉、またはシャフト式ガス化溶融炉で1日あたり最大450トンの再資源化施設は同100トンの処理能力を想定している。

昨年12月に公表した異

施方針によると、事業方式はごみ焼却施設に「DBO(設計・施工・運営)」方式を、再資源化施設に「DBM(設計・施工・維持管理)」方式を採用。選定事業者はごみ焼却施設と再資源化施設の設計・施工、啓発・管理施設や余熱利用施設などの基本設計、ごみ焼却施設の運転、維持管理、補修・更新や再資源化施設の維持管理、補修・更新を担当する。事業期間は建設が06年12月～10年3月末の約3年3カ月、運営が10年4月～30年3月の20年間。

特定事業の選定にあたっては、事業条件や建設費や運営費、民間収益、税金などを前提条件に、「DBO/DBM」方式で実施した場合と市が直接実施した場合を比較。この結果、「DBO/DBM」方式では約11%の財政負担削減が見込めるほか、民間事業者が持つノウハウの活用による事業リスク低減や行政サービスの質的向上、性能発注や長期包括委託による事業の効率化、施設機能の運轉強化などが期待できると評価した。

今後、同事業については、4月上旬にも総合評価一般競争入札を公告。5月下旬から8月にかけて資格審査や技術審査、価格・非価格要素審査を行い、8月下旬には事業者を選定する予定だ。その後は、選定事業者が設立した特別目的会社と契約の詳細について協議を実施し、順調にいけば、11月ごろ仮契約を締結。12月には特定事業契約を交わし、工事に着手する予定としている。